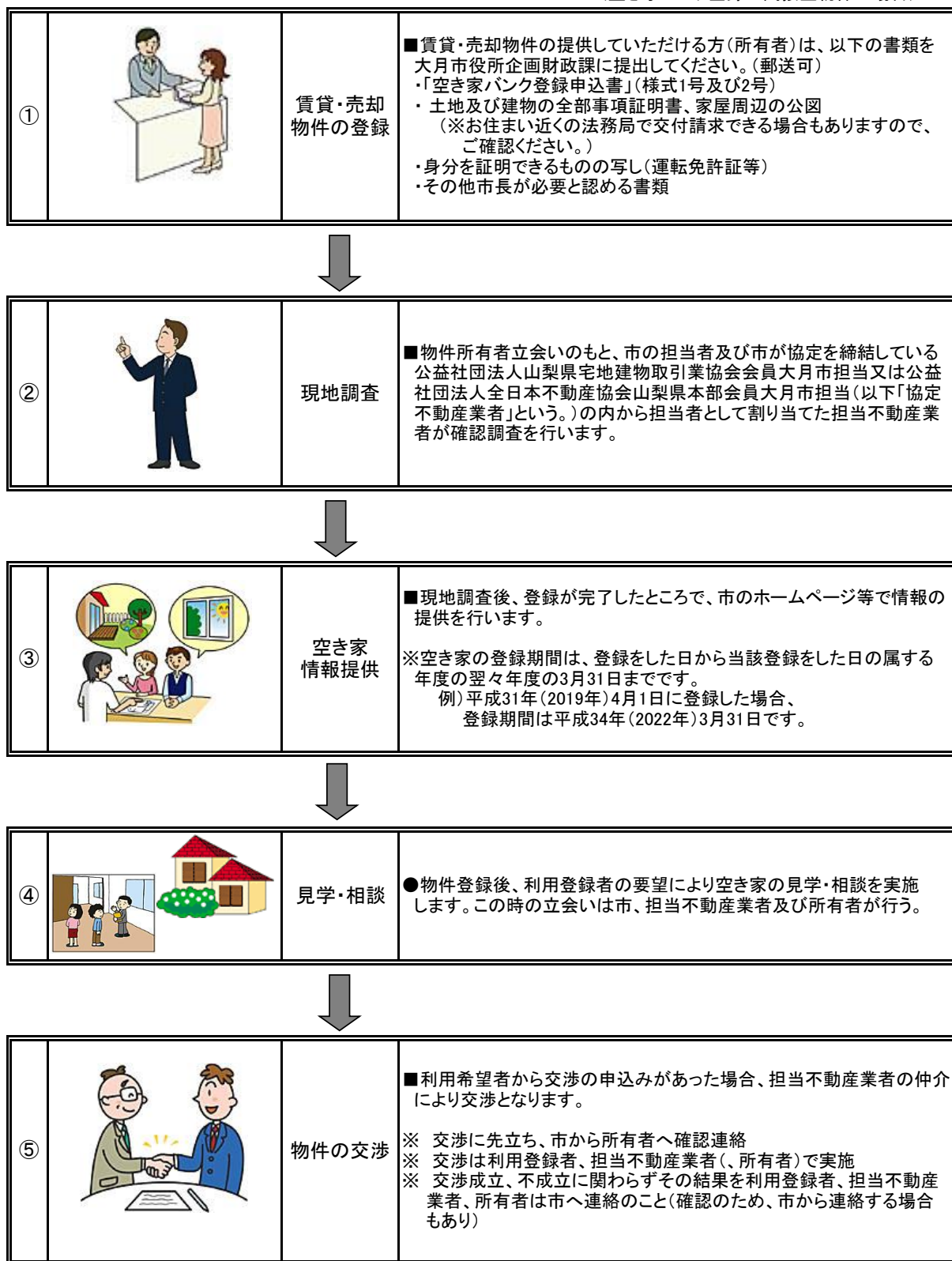


## 空き家バンクの登録手順

### ■空き家を提供していただける方（貸し手・売り手）■

（空き家バンク登録が間接型物件の場合）



注1：この制度は、市内の空き家等を賃貸及び売却提供していただける所有者から物件の提供を求め、市の「空き家バンク」へ登録した情報を、物件を希望する方へ提供を行うものです。  
また、本事業は、大月市民と都市住民の交流拡大及び定住促進により地域の活性化を図ることを目的として実施しているものです。

注2：市は、売買又は賃貸の仲介を行っていません。  
仲介行為や賃貸借又は売買契約の締結については、協定不動産業者へ依頼をしています。

■その他、空き家の登録手順についてご不明な点があれば以下へお問い合わせください。

■お問い合わせ先■

〒401-8601 大月市大月二丁目6-20 大月市役所 企画財政課 地域活性化担当  
Tel: 0554-23-5011 Fax: 0554-23-1216 E-mail: kkzaisei-19206@city.otsuki.lg.jp